

大阪、昭58不85、昭60.4.5

命 令 書

申立人 全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部

被申立人 摂津商事株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員A1及び同A2に対して、昭和58年10月12日から同60年3月20日までの間、同人らが受けるはずであった賃金相当額（既に支払った金額を除く）及びこれに年率5分を乗じた金額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人から昭和59年1月10日付け文書で申し入れのあった総務部長B1の傷害事件を議題とする団体交渉に、誠意をもって速やかに応じなければならない。
- 3 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部

執行委員長 A3 殿

摂津商事株式会社

代表取締役 B2

当社が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 貴組合員A1及び同A2の両氏を昭和58年10月11日付けで解雇したこと
- (2) 貴組合から昭和58年10月12日付け及び同59年1月10日付け文書で申し入れのあった、前記A1氏らに対する解雇及び総務部長B1の傷害事件を議題とする団体交渉に応じなかったこと

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人摂津商事株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社を置き、生コンクリートの製造、販売及び輸送を営む会社であり、その従業員は、本件審問終結時約20名である。
- (2) 申立人全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部（以下「組合」という）は、関西地区において、主にセメント・生コンクリートの製造及び輸送に従事する約1,000名の労働者で組織されている労働組合であり、会社には、その下部組織として、摂津商事分会（以下「分会」という）があり、その分会員は、本件審問終結時2名である。

なお、組合は、後述2のとおり、昭和58年10月10日、一の労働組合が事実上二つの労働組合に分裂したものの一方であるが、その分裂前の労働組合は、全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部（以下「関生支部」という）という名称であった。

2 関生支部分裂の経緯

- (1) 58年ごろ、全日本運輸一般労働組合（以下「運輸一般」という）と関生支部との間では、関生支部の運動方針をめぐる意見の対立が生じていたが、関生支部は、運輸一般による関生支部運動方針に対する批判は、分裂を企てるものであるとして、関生支部への協力を求める要請書を58年7月29日付けで全国の労働組合、運輸一般の全支部等、約700団体に送付した。
- (2) これに対して運輸一般は、関生支部のこの行動は運輸一般内部の団結に障害を作り出すものであるとして、58年8月25日の第61回中央執行委員会において、関生支部執行委員長C1（以下「C1」という）に対し、中央執行委員の任務を放棄し、統制を乱したとの理由で①中央執行委員を解任する ②8月25日以降6カ月間運輸一般中央役員の被選挙権を認めないとの処分を行う旨決議した。この決議は、9月1日から3日にかけて行われた運輸一般第13回定期大会において承認された。
- (3) 9月8日、関生支部は、C1に対する運輸一般の前記(2)の処分を不服として ①運輸一般及び同地方本部への組合費納入の中止 ②運輸一般機関紙の購読停止等を決定した。また9月26日関生支部は、運輸一般の指導のもとに結成された「運輸一般の方針を守り、関西地区生コン支部の団結強化をはかる連絡会」の構成員36名に対し、関生支部に対する分裂活動を行ったとの理由で3カ月ないし6カ月の権利停止処分を行った。
- (4) 運輸一般は、関生支部が行った9月26日付け処分が「運輸一般の各支部は、運輸一般の諸決議に従って組合員の指導と統制を行う」旨定めた運輸一般規約第7条並びに関生支部規約第1条及び第7条にてらし無効であるとして、その取消しを求める要請書を9月30日付けで関生支部に送付した。しかし関生支部がこれに従わなかったため、運輸一般は、10月6日の第65回中央執行委員会において、関生支部の行った9月26日付け処分を取り消すとともに、C1ら32名に対して、運輸一般組合員としての権利を6カ月ないし8カ月停止する旨の処分を決定した。また同日運輸一般は、この処分によってC1ら関生支部執行部には支部大会等の招集権限がなくなったとして、関生支部組合員A3（以下「A3」という）、同A4ら11名に対し、関生支部再建委員会の設置を委嘱し「関生支部第19回定期大会」の開催を準備するよう要請した。
- (5) 10月10日関生支部再建委員会は、茨木市において、関生支部組合員約1,000名出席のもとに全組合員集会を開催し、出席組合員全員による直接無記名投票を行って、84年度関生支部役員を選出した。なおA3は執行委員長に選出された。またA3は、この日引き続いて「関生支部第19回定期大会」を招集し、この大会で84年度運動方針が採択された。
- (6) 一方同日C1らは、A3らは分派分裂集団であるとして、宝塚市において代議員256名の出席のもとに「関生支部第19回定期大会」を開催し、C1を執行委員長に選出するとともに、労働組合の名称を運輸一般関西地区生コン支部労働組合（以下「関生労組」という）に変更した。

また同日関生労組は、分会のA 1及びA 2（以下「A 1ら2名」という）ら89名を組織の統制を乱したとの理由で除名した。

(7) 以上の経過から、同日を境に、関生支部は組合と関生労組とに事実上分裂した。

なお、関生労組は、59年3月4日、再度その名称を関西地区生コン支部労働組合に変更しており、本件審問終結時、会社における関生労組の組合員は6名である。

3 本件解雇と団体交渉について

(1) 関生支部が組合と関生労組とに事実上分裂する以前の58年9月16日、会社は、関生支部とユニオン・ショップ協定（以下「ユ・シ協定」という）を締結した。

(2) 10月11日、会社の総務部長B 1（以下「B 1部長」という）は、関生労組から「A 1ら2名を除名したので、ユ・シ協定に基づき解雇されたい」旨の申入れを受けたため、同日、同人らに対して、「ユ・シ協定に基づき本日付けで解雇する」旨述べた。

(3) 10月12日、組合は会社に対して、A 1ら2名の解雇撤回を要求するとともに、その問題について団体交渉を開催するよう文書で申し入れた。

しかし、会社の代表取締役B 2は、「労務のことはB 1部長にまかせてある」旨述べ団体交渉に応じようとせず、団体交渉の申入書さえ受け取らなかった。

また、B 1部長も、「A 1ら2名が関生労組から除名された、との連絡があったので、ユ・シ協定に基づいて解雇した」と従来どおりの趣旨を述べるのみで、団体交渉の開催に応じなかった。

(4) 組合は、その後も再三会社に対して、A 1ら2名の解雇撤回を要求するとともに、その問題について団体交渉の開催を申し入れたが、会社は、これを拒否し続けた。

(5) そこでA 1ら2名は、11月17日、大阪地方裁判所に対して、従業員としての地位保全を求める仮処分の申請を行った。同裁判所は12月26日、同人らの主張を全面的に認める決定（以下「仮処分決定」という）を行った。

なお、前記(2)の解雇について、更に、A 1ら2名から本案訴訟が提起されており、この訴訟は、本件審問終結時同裁判所に係属中である。

(6) 翌12月27日、組合は、この仮処分決定をもとに、会社に対して、A 1ら2名の解雇撤回と団体交渉の開催を申し入れたところ、会社門前で応対に出たB 1部長は、「最高裁まで争うから会社へ来るな」と述べて団体交渉を拒否するとともに、あらかじめ所持していた日本刀を振り回し、組合の執行委員A 5（以下「A 5執行委員」という）に、同人の肋骨にまで達する傷を負わせた。

なお、この傷害事件（以下「B 1事件」という）は、本件審問終結時、大阪地方裁判所に刑事事件として係属中である。

(7) 59年1月10日、組合は会社に対し、A 1ら2名の解雇撤回及びB 1事件について、団体交渉の開催を申し入れたが、本件審問終結時まで、会社はこれに応じていない。

(8) 60年3月21日、会社は、A 1ら2名に対する前記(2)の解雇を撤回したので、その後組合は、本件救済申立てのうち、同人らに対する解雇の撤回及び原職復帰を求める部分（解雇期間中の賃金相当額の支払いを求める部分は除く）を取り下げた。

第2 判断

1 A 1ら2名の解雇について

(1) 当事者の主張要旨

ア 組合は、会社がA 1ら2名を解雇したことは、組合を嫌悪するとともに同人らが組合員であることを嫌悪したことによるものであって、不当労働行為であると主張する。

イ これに対して会社は、A 1ら2名の解雇は、関生労組から同人らを除名した旨通告を受けたため、ユ・シ協定に基づいて同人らを解雇しただけであって、不当労働行為ではない、と主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

同一企業内に二つの労働組合が並存する場合において、一方の労働組合が使用者と締結したユ・シ協定の効力は、他方の労働組合の組合員には及ばないと解することが、労働者の団結権を保障した労働組合法の趣旨にかなうものであると認められる。

そこで本件の場合についてみるに、前記第1. 2認定のとおり、関生支部は58年10月10日をもって事実上組合と関生労組とに分裂したが、関生支部と会社との間で締結されたユ・シ協定が仮に関生労組と会社との間においても有効に成立しているとしても、組合の一員であるA 1ら2名にはユ・シ協定の効力は及ばないのであって、会社の主張は失当である。

また、前記第1. 3. (3)及び(6)認定によれば、会社は、A 1ら2名の解雇に関する団体交渉の申入書さえ受け取らないばかりか、B 1部長がA 5執行委員を負傷させるなど、組合を嫌悪し、これを否認する態度に終始していることが認められる。

したがって、本件解雇は、会社が組合を嫌悪しユ・シ協定に藉口して、組合員であるA 1ら2名を解雇したものである、と判断せざるをえず、会社のかかる行為は、同人らを不利益に取り扱うとともに組合を否認するものであって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

2 A 1ら2名の解雇を議題とする団体交渉について

(1) 当事者の主張要旨

ア 組合は、会社が正当な理由なくA 1ら2名の解雇に関する団体交渉の開催を拒否していたのは不当労働行為である、と主張する。

イ これに対して会社は、A 1ら2名の解雇については、現に裁判が係属中であり、裁判の結果によっておのずから解決するから、団体交渉を行う必要はなかった、と主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

A 1ら2名の解雇について、現に裁判で争われていることは、前記第1. 3. (5)認定のとおりである。

しかし、本来、団体交渉は、当事者間で自主的に解決することを目的とするものであるから、会社が、裁判で争われていることを理由に団体交渉の開催を拒否していたことは、正当な理由が存するとは認められない。

したがって、会社のかかる行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(3) 救済方法について

組合は、A 1ら2名の解雇を議題とする団体交渉の開催を求めているが、同人らに対

する解雇は撤回されたのであるから、主文救済によって十分救済の実を果たし得ると考えられるので、その必要を認めない。

3 B 1 事件を議題とする団体交渉について

(1) 当事者の主張要旨

ア 組合は、会社がB 1 事件に関する団体交渉の開催を拒否しているのは、不当労働行為である、と主張する。

イ これに対して会社は、B 1 事件については現に刑事裁判が係属中であり、まだ事実関係の公的確定がなされていないから、会社が勝手にB 1 部長の行為を評価して一定の見解を示すことは、同人の基本的な人権を侵害することになりかねないので、団体交渉には応じられない、と主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

B 1 事件が現に裁判で争われており、事実関係の公的確定がなされていないことは、前記第1. 3. (6)認定のとおりである。

しかし、B 1 事件は、会社が組合の団体交渉申入れを拒否する際に起ったものであり、このB 1 部長の行為は、組合の団体交渉権を否認するものであると認められ、また、同事件をこのまま放置することは、今後の正常な労使関係を確立するための支障となるものと判断されることから、同事件について組合が団体交渉を要求することは理由がある、と認められる。

また、B 1 事件について団体交渉を行っても、直ちにB 1 部長の基本的な人権を侵害することになる、とは認め難い。

したがって、会社は、組合の要求するB 1 事件を議題とする団体交渉に応ずる義務があるにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じていないのであって、会社のかかる行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和60年4月5日

大阪府地方労働委員会

会長 後 岡 弘